備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十八　陸上自衛隊倶知安駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道虻田郡倶知安町	北海道虻田郡倶知安町	北海道虻田郡倶知安町
字高砂二百三十二番地二	字高砂及び字比羅夫（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字高砂及び字比羅夫以外の次の図面に示す地域	字岩尾別（次の図面に示す部分に限る。）、字高砂（次の図面に示す部分に限る。）、字比羅夫（次の図面に示す部分に限る。）、字富士見（次の図面に示す部分に限る。）、南八条東二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南十一条西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び南十一条東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに字岩尾別、字高砂、字高嶺、字比羅夫、字富士見、南八条東二丁目、南十一条西一丁目及び南十一条東一丁目以外の次の図面に示す地域

三十九　陸上自衛隊静内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道日高郡新ひだか町	北海道日高郡新ひだか町	北海道日高郡新ひだか町
静内浦和百二十五番地	静内浦和（次の図面に示す部分に限る。）	静内浦和及び東静内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	次に掲げる点を順次に結んだ線 一　北緯四十二度十七分四十一秒、東経百四十二度二十七分三秒の点

四十　陸上自衛隊函館駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道函館市	北海道函館市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
広野町六番十八	広野町（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯四十一度四十六分二十五秒、東経百四十度四十七分一秒の点 二　北緯四十一度四十六分二十一秒、東経百四十度四十六分五十九秒の点 三　北緯四十一度四十六分四秒、東経百四十度四十六分四十秒の点 四　北緯四十一度四十六分一秒、東経百四十度四十五分四十七秒の点 五　北緯四十一度四十六分十二秒、東経百四十度四十五分十七秒の点 六　北緯四十一度四十六分十九秒、東経百四十度四十五分十一秒の点
		及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		二　北緯四十二度十七分四十一秒、東経百四十二度二十六分五十四秒の点 三　北緯四十二度十七分四十二秒、東経百四十二度二十六分十八秒の点 四　北緯四十二度十七分五十五秒、東経百四十二度二十五分四十二秒の点 五　北緯四十二度十八分九秒、東経百四十二度二十五分八秒の点 六　北緯四十二度十八分三十四秒、東経百四十二度二十四分五十七秒の点
		備考 一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。